

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成28年度第3回企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時：平成29年2月10日（金）14：00～15：00

場所：アール・イー・ジャパン株式会社 会議室

資料：【資料1】指定確認検査機関と特定行政庁との通知・報告配信システム運用ルール

【資料2】通知・報告配信システム データ送信中の機関一覧

出席：アール・イー・ジャパン株式会社

：小野取締役副社長、松川係長

大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課

：津田課長補佐

事務局（ICBA） 久保（記）

議事：通知・報告配信システムを活用したデータ送信上の課題・問題点について

総括：データ本位型の運用で郵送頻度が下がる等のメリットがあり、特に問題は感じていない。特定行政庁へのさらなる普及を望む。

主な意見等

1. 建築主等変更届について

・建築主等変更届のデータ送信は、当初はPDF送信としていたところ、その後特定行政庁の要請により書面送付に変更となっている。（アール・イー・ジャパン）

→特定行政庁においては、建築主等変更届のデータ読み込みによって当該建築主等が自動更新される仕組みになっていないため、データを送ってもらうメリットがないことが原因と思われる。今回のヒアリングにより、特定行政庁にも指定確認検査機関にもデータ送信のメリットがない書類があるようなら、その書類をデータ送信対象外にすることも考えられる。（ICBA）

・当社としては郵送頻度を下げたいので、建築主等変更届もデータ送信による方法を望む。なお、各特定行政庁で要求するデータ送信の方法がばらつかないようにしてほしい。（アール・イー・ジャパン）

→ばらつかないよう、運用方法を統一する方針で普及を図っている。（ICBA）

2. 建築工事届について

・建築工事届はスキャナ画像を作成して送信してもらっているが、問題はないか。（大阪府）

→問題はない。スキャナ画像送信により、建築工事届の郵送が月1回で済んでいるのでメリットを感じている。（アール・イー・ジャパン）

・データ送信によって指定確認検査機関に対する調査統計依頼は不要になることを期待するが、実際は建築計画概要書の記載事項にない事項の調査依頼もあり、調査統計依頼がなくなることは難しいであろう。（アール・イー・ジャパン）

・建築工事届のデータ送信による省力化はいかがか。（アール・イー・ジャパン）

→建築工事届のデータ送信の話は、国土交通省における着工統計のシステム化に関わることであり、簡

単に進まないと認識している。(ICBA)

3. その他

- ・電子申請の取り組みについてはいかがか。(大阪府)

→電子署名など設計事務所にも負担がかかることもあり、現時点では、電子申請よりも通知・報告配信のほうが省力化につながりやすいと考えている。(アール・イー・ジャパン)

- ・送信したデータが特定行政庁で「不受理」となった場合、不受理とされたことは当社のシステムに表示されるが、その原因が表示されない。(アール・イー・ジャパン)

→通知・報告配信システムは、指定確認検査機関から特定行政庁への一方通行の通信となっている。しかしながら、確認引受通知に行政照会を同封し、特定行政庁からその返信を求める事例もあり、このような運用にも対応するには、特定行政庁から指定確認検査機関への通信機能も必要と考えているところである。(ICBA)

- ・データ本位型によるデータ送信のメリットは、送信先特定行政庁が限定されている現況では、事務作業が複雑化してむしろ負担が増えるという意見もある。貴社において事務作業の複雑化にどう対処されているか。(ICBA)

→従前より、確認処分時に各物件のデータをそれぞれのファイルにまとめてきたので、データ送信のたびに送信すべきファイルをあちこちから集めるという手間は発生せず、この点も奏功したかもしれない。このほか、データ本位型の開始に伴って建築計画概要書のPDFファイル作成を始めたことにより、各支店から概要書を表示できるようになったという副次的なメリットもある。当初は不安もある中でスタートしたが、実施してみなければわからないメリットもあり、実際の送信担当者同士の情報交換の場を設けることも有効ではないか。(アール・イー・ジャパン)

以上